

# 中間財務諸表

## 中間貸借対照表 (資産の部)

(単位：百万円)

区 分	前中間会計期間 (平成26年9月30日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
現金預け金	245,247	362,682
コールローン	4,378	—
買入金銭債権	31,692	31,915
商品有価証券	117	25
金銭の信託	5,022	4,877
有価証券 ※1,※7,※11	1,370,202	1,426,022
貸出金 ※2,※3,※4,※5,※6,※8	2,659,817	2,727,029
外国為替 ※6	8,963	9,025
その他資産	31,578	29,183
その他の資産 ※7	31,578	29,183
有形固定資産	39,591	38,368
無形固定資産	3,584	3,029
前払年金費用	1,945	2,807
支払承諾見返	20,755	18,482
貸倒引当金	△ 15,605	△ 14,712
<b>資産の部合計</b>	<b>4,407,291</b>	<b>4,638,736</b>

## (負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

区 分	前中間会計期間 (平成26年9月30日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
預金 ※7	3,667,732	3,828,888
譲渡性預金	195,525	208,284
コールマネー	58,555	26,991
債券貸借取引受入担保金 ※7	10,486	87,735
借入金 ※7,※9	105,026	118,239
外国為替	185	224
社債 ※10	10,000	10,000
その他負債	62,730	58,271
未払法人税等	1,284	1,540
リース債務	822	453
資産除去債務	172	179
その他の負債	60,451	56,098
睡眠預金払戻損失引当金	489	484
偶発損失引当金	118	97
訴訟損失引当金	1,147	—
繰延税金負債	13,274	12,554
再評価に係る繰延税金負債	6,816	6,167
支払承諾	20,755	18,482
<b>負債の部合計</b>	<b>4,152,844</b>	<b>4,376,422</b>
資本金	37,322	37,322
資本剰余金	24,920	24,920
資本準備金	24,920	24,920
利益剰余金	136,507	146,260
利益準備金	12,402	12,402
その他利益剰余金	124,105	133,858
固定資産圧縮積立金	254	267
別途積立金	119,161	124,161
繰越利益剰余金	4,690	9,429
自己株式	△ 4,057	△ 5,036
株主資本合計	194,693	203,466
その他有価証券評価差額金	52,445	53,037
繰延ヘッジ損益	△ 918	△ 3,075
土地再評価差額金	8,053	8,704
評価・換算差額等合計	59,580	58,665
新株予約権	173	182
<b>純資産の部合計</b>	<b>254,446</b>	<b>262,314</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>4,407,291</b>	<b>4,638,736</b>

# 中間財務諸表

## 中間損益計算書

(単位：百万円)

区 分	前中間会計期間 (平成26年9月中間期)	当中間会計期間 (平成27年9月中間期)
経常収益	34,614	36,290
資金運用収益	23,964	25,485
(うち貸出金利息)	( 16,861)	( 16,585)
(うち有価証券利息配当金)	( 6,848)	( 8,466)
役務取引等収益	4,446	4,708
その他業務収益	2,037	3,112
その他経常収益 ※1	4,166	2,984
経常費用	25,917	24,525
資金調達費用	2,105	2,268
(うち預金利息)	( 1,008)	( 1,035)
役務取引等費用	1,690	1,808
その他業務費用	425	615
営業経費 ※2	19,381	18,546
その他経常費用 ※3	2,314	1,286
経常利益	8,696	11,764
特別利益	6	—
特別損失	1,173	36
税引前中間純利益	7,529	11,728
法人税、住民税及び事業税	1,574	2,280
法人税等調整額	1,232	1,453
法人税等合計	2,807	3,734
中間純利益	4,722	7,993

## 中間株主資本等変動計算書

前中間会計期間（平成26年9月中間期）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	37,322	24,920	24,920	12,402	254	110,161	11,644	134,461
会計方針の変更 による累積的影響額							△ 1,611	△ 1,611
会計方針の変更を 反映した当期首残高	37,322	24,920	24,920	12,402	254	110,161	10,032	132,850
当中間期変動額								
剰余金の配当							△ 1,051	△ 1,051
別途積立金の積立						9,000	△ 9,000	—
中間純利益							4,722	4,722
自己株式の取得								
自己株式の処分							△ 4	△ 4
土地再評価 差額金の取崩							5	5
土地再評価 差額金の繰入							△ 13	△ 13
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	9,000	△ 5,342	3,657
当中間期末残高	37,322	24,920	24,920	12,402	254	119,161	4,690	136,507

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△ 4,181	192,523	37,634	△ 24	8,044	45,654	156	238,335
会計方針の変更 による累積的影響額		△ 1,611						△ 1,611
会計方針の変更を 反映した当期首残高	△ 4,181	190,911	37,634	△ 24	8,044	45,654	156	236,723
当中間期変動額								
剰余金の配当		△ 1,051						△ 1,051
別途積立金の積立		—						—
中間純利益		4,722						4,722
自己株式の取得	△ 2	△ 2						△ 2
自己株式の処分	126	121						121
土地再評価 差額金の取崩		5						5
土地再評価 差額金の繰入		△ 13						△ 13
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			14,810	△ 893	8	13,925	16	13,942
当中間期変動額合計	123	3,781	14,810	△ 893	8	13,925	16	17,723
当中間期末残高	△ 4,057	194,693	52,445	△ 918	8,053	59,580	173	254,446

# 中間財務諸表

当中間会計期間（平成27年9月中間期）

（単位：百万円）

	株主資本							利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	37,322	24,920	24,920	12,402	267	119,161	7,476	139,307
当中間期変動額								
剰余金の配当							△ 1,046	△ 1,046
別途積立金の積立						5,000	△ 5,000	—
中間純利益							7,993	7,993
自己株式の取得							0	0
自己株式の処分							△ 13	△ 13
土地再評価 差額金の取崩							18	18
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	5,000	1,952	6,952
当中間期末残高	37,322	24,920	24,920	12,402	267	124,161	9,429	146,260

	株主資本			評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△ 4,730	196,820	68,827	△ 3,010	8,722	74,540	196	271,556
当中間期変動額								
剰余金の配当		△ 1,046						△ 1,046
別途積立金の積立		—						—
中間純利益		7,993						7,993
自己株式の取得	△ 446	△ 446						△ 446
自己株式の処分	140	126						126
土地再評価 差額金の取崩		18						18
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			△15,790	△ 65	△ 18	△15,874	△ 14	△15,888
当中間期変動額合計	△ 306	6,646	△15,790	△ 65	△ 18	△15,874	△ 14	△ 9,242
当中間期末残高	△ 5,036	203,466	53,037	△ 3,075	8,704	58,665	182	262,314

## （重要な会計方針）

### 1.商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### 2.有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

### 3.デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 4.固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：10年～50年

その他：5年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法により償却しております。

### 5.引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,440百万円であります。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用

各発生時に全額損益処理

数理計算上の差異

各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

# 中間財務諸表

## 注記事項 当中間会計期間（平成27年9月中間期）

### (5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

### (6) 訴訟損失引当金

訴訟損失引当金は、訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

## 6.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 7.リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

## 8.ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

## 9.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

## (会計方針の変更)

(「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を、当中間会計期間から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当中間会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する中間会計期間の中間財務諸表に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

## (追加情報)

従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引について、中間連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。



### (中間貸借対照表関係)

- ※1. 関係会社の株式又は出資金の総額
- |     |          |
|-----|----------|
| 株式  | 1,661百万円 |
| 出資金 | 139百万円   |
- ※2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。
- |        |           |
|--------|-----------|
| 破綻先債権額 | 992百万円    |
| 延滞債権額  | 32,567百万円 |
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ※3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。
- |            |        |
|------------|--------|
| 3カ月以上延滞債権額 | 419百万円 |
|------------|--------|
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。
- |           |           |
|-----------|-----------|
| 貸出条件緩和債権額 | 28,768百万円 |
|-----------|-----------|
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。
- |     |           |
|-----|-----------|
| 合計額 | 62,748百万円 |
|-----|-----------|
- なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。
- |  |           |
|--|-----------|
|  | 21,934百万円 |
|--|-----------|
- ※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- |            |            |
|------------|------------|
| 担保に供している資産 |            |
| 有価証券       | 318,401百万円 |
| 計          | 318,401百万円 |
- 担保資産に対応する債務
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 預金          | 14,117百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 87,735百万円 |
| 借入金         | 86,798百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。
- |      |           |
|------|-----------|
| 有価証券 | 40,080百万円 |
|------|-----------|
- また、子会社の借入金等の担保に供している資産はありません。
- なお、その他の資産には、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。
- |         |          |
|---------|----------|
| 保証金及び敷金 | 1,731百万円 |
|---------|----------|

- ※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。
- |                     |            |
|---------------------|------------|
| 融資未実行残高             | 969,013百万円 |
| うち原契約期間が1年以内のもの     |            |
| 又は任意の時期に無条件で取消可能なもの | 907,791百万円 |
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- ※9. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。
- |          |           |
|----------|-----------|
| 劣後特約付借入金 | 14,300百万円 |
|----------|-----------|
- ※10. 社債は、劣後特約付社債であります。
- |         |           |
|---------|-----------|
| 劣後特約付社債 | 10,000百万円 |
|---------|-----------|
- ※11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額
- |  |           |
|--|-----------|
|  | 13,178百万円 |
|--|-----------|

### (中間損益計算書関係)

- ※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。
- |          |          |
|----------|----------|
| 株式等売却益   | 1,108百万円 |
| 貸倒引当金戻入益 | 786百万円   |
| 償却債権取立益  | 670百万円   |
- ※2. 減価償却実施額は次のとおりであります。
- |        |        |
|--------|--------|
| 有形固定資産 | 714百万円 |
| 無形固定資産 | 731百万円 |
- ※3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。
- |       |          |
|-------|----------|
| 貸出金償却 | 1,131百万円 |
|-------|----------|